

## 届出（４条）・申出（５条）に伴う必要書類について

### （１）提出書類（正副各１部）

- ① 土地有償譲渡届出書……………届出の場合（法第４条）  
または  
土地買取希望申出書……………申出の場合（法第５条）  
※ 押印について個人の場合は認め印、法人の場合は社判で構いません。
- ② 当該土地の位置図（１万分の１程度）……………当該地を朱着色
- ③ 周辺状況図（５百分の１程度）……………方位・地番・当該地境界線朱線・都市計画  
施設を明示（図面がなければ、住宅地図等  
を利用して作成してください。）
- ④ 公図……………当該地を朱着色
- ⑤ 地積測量図……………届出等の面積の判断は、原則として実測面積で行い  
（法務局に備えられている ます。実測面積がわからない場合は、土地登記簿面  
場合又は実測求積図がある 積で面積の判断をします。  
場合）
- ⑥ 土地の登記簿謄本（写しで可）……………他の権利事項等を確認します。
- ⑦ 委任状……………代理人が届出または申出をする場合

### （２）提出時期その他

- ・ 売買契約（予約を含む）の３週間前までに提出してください。
- ・ 届出受理後、最大で６週間の譲渡制限がかかります。（通常は３週間以内に市から通知が届きます。）詳しくは、レジメ３ページを参照してください。